

コーポレート・ガバナンス基本方針

株式会社キッツ

〈目 次〉

第Ⅰ章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 コーポレート・ガバナンスの基本的考え方
- 第 3 条 コーポレート・ガバナンス基本方針の開示・改正・廃止

第Ⅱ章 コーポレート・ガバナンスの体制

- 第1節 機関
 - 第 4 条 機関設計
- 第2節 監督機能
 - 第 5 条 取締役会・委員会の体制
 - 第 6 条 取締役会の役割・責務
 - 第 7 条 取締役会の運営
 - 第 8 条 指名委員会
 - 第 9 条 監査委員会
 - 第10条 報酬委員会
 - 第11条 リスク委員会
 - 第12条 取締役・執行役の報酬
 - 第13条 取締役会の実効性評価
 - 第14条 取締役のサポート体制
 - 第15条 取締役・執行役のトレーニング体制
- 第3節 執行機能
 - 第16条 業務執行の体制
 - 第17条 取締役会から執行役に委任された業務執行の決定
 - 第18条 内部統制システムの運用
- 第4節 会計監査人
 - 第19条 会計監査人による適正な監査の確保

第Ⅲ章 株主との関係

- 第20条 株主の権利・平等性の確保
- 第21条 株主総会
- 第22条 株主との対話
- 第23条 資本政策
- 第24条 政策保有株式
- 第25条 当社株式の大量取得行為に対する対応
- 第26条 株主の利益を害する可能性のある資本政策
- 第27条 関連当事者間取引

第Ⅳ章 株主以外のステークホルダーとの協働

- 第28条 サステナビリティを巡る課題への対応
- 第29条 顧客との関係
- 第30条 取引先との関係
- 第31条 地球環境問題への取り組み
- 第32条 地域社会との関係
- 第33条 社員との関係
- 第34条 アセットオーナーとしての役割

第Ⅴ章 適切な情報開示

- 第35条 情報開示の充実
- 第36条 英文による情報開示

第I章 総 則

第1条 目的

本コーポレート・ガバナンス基本方針(以下「本基本方針」という。)は、キッツグループの企業理念体系を踏まえ、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すものである。

キッツグループ 企業理念体系

- キッツ宣言
わたしたちは、
流体制御技術と材料開発で社会インフラを支え、
ゆたかな地球環境と持続可能な未来を創造していきます
- 長期経営ビジョン
Beyond New Heights 2030
「流れ」を変える
- 行動指針
Do it KITZ Way (Do it True・Do it Now・Do it New)

第2条 コーポレート・ガバナンスの基本的考え方

当社グループは、企業理念体系に立脚し、ステークホルダーからの信頼と共感をより一層高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値及び社会価値の向上を支える経営基盤強化並びに経営の遵法性、透明性、健全性及び効率性を高めるため、経営の最重要課題として、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

第3条 コーポレート・ガバナンス基本方針の開示・改正・廃止

- (1) 当社は、本基本方針を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 本基本方針の改正または廃止については、取締役会が決定する。

第Ⅱ章 コーポレート・ガバナンスの体制

第1節 機 関

第4条 機関設計

- (1) 当社は、経営の監督機能と執行機能を明確に分離させ、経営の透明性を確保するとともに、取締役会から執行役に大幅な権限委譲をすることにより、迅速・果斷な意思決定を可能とすることを目的として、指名委員会等設置会社の形態を採用する。
- (2) 当社は、会社法の定めに基づき、指名委員会等設置会社として、株主総会、取締役、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。

第2節 監督機能

第5条 取締役会・委員会の体制

- (1) 当社は、「取締役・執行役の選解任方針」に取締役・代表執行役・執行役の選任・解任及び選定・解職に係る基本方針及び判断要件の詳細を定める。
- (2) 当社は、「取締役のスキル・マトリックス」により、取締役の知識、経験、能力及び専門性のバランスの維持に努めるほか、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢等を含む多様性に配慮する。また、監査委員となる取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上含める。
- (3) 当社は、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準及び取締役会が定める「社外取締役独立性判断基準」の要件を充足する社外取締役を取締役総数の3分の1以上とすることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- (4) 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長を選定する。
- (5) 当社は、法令の定めに基づく指名委員会、監査委員会及び報酬委員会のほか、取締役会の監督機能を補助するため、必要に応じて任意の委員会(以下「任意の委員会」という。また、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び任意の委員会を併せて以下「指名委員会等」という。)を設置する。
- (6) 指名委員会等は、それぞれ取締役3名以上で構成し、その過半数を社外取締役とする。
- (7) 取締役会は、指名委員会等の委員となる取締役を選定するとともに、委員となる社外取締役の中から委員長を選定する。

第6条 取締役会の役割・責務

- (1) 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営方針及び経営改革等について自由闊達で建設的な議論を行うことなどにより、当社グループの中長期的な企業価値及び社会価値の向上に努める。
- (2) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めに基づき、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について適正に意思決定を行うことができる仕組みを構築し、運用する。
- (3) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めに基づき、取締役会規程別表に定める事項及び経営の基本方針等について決定する。
- (4) 取締役会は、業務執行に係る決定のうち、執行役に委任する事項を定める。
- (5) 当社は、取締役会、指名委員会等、代表執行役及び全執行役の権限基準表を定め、それぞれの決議事項、審議事項、報告事項を明確にし、管理する。

- (6) 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係について定める。
- (7) 取締役会は、必要と認める事項について、指名委員会等に諮問することができる。
- (8) 取締役会は、執行役より、3か月に1回以上、職務の執行の状況、当社グループのコーポレート・ガバナンスの状況、経営戦略の進捗その他執行役に委任した事項の決定及び進捗等の状況等について報告を受け、業務執行の状況を監督する。
- (9) 取締役会は、「ROIC×ESG経営」を標榜し、経営の基軸を「中長期的な投下資本収益性の向上」に置き、対外的にはROE、当社グループ内ではROICを主要なKPI(重要業績評価目標)として、企業価値の向上を目指すと同時に、ESG視点で社会価値の向上を目指す。
- (10) 取締役会は、長期経営ビジョン及び中期経営計画のレビューを行い、中長期的な視点で重点課題・テーマについて議論する。また、中期経営計画の目標が未達となった場合には、その原因を分析し、次期以降の経営計画に反映するとともに、株主に説明する。
- (11) 取締役会は、内部統制基本方針を制定し、適切な内部統制のもとで迅速かつ効率的な業務執行を行うとともに、内部統制の機能について定期的に検証する。
- (12) 取締役会は、業務執行に関わるリスクテイクについては、現在及び中長期的に社内外で想定される様々なリスクを把握及び予見し、企業価値の向上に資するか否かの観点から多角的かつ前向きな検討を経て決定するとともに、業務執行に係る迅速・果断な意思決定を支援する。
- (13) 取締役会は、指名委員会からの答申に基づく取締役及び執行役(併せて以下「役員等」という。)の後継者計画並びに後継者の育成のために必要な選抜教育、キャリア形成を目的としたジョブローテーション及びその他の方法による育成プログラムについて検証を行い、その実行を監督する。
- (14) 取締役会は、適切かつ正確な情報開示が行われるよう監督する。

第7条 取締役会の運営

- (1) 取締役会は、原則として、毎月定例取締役会を、四半期ごとに決算取締役会を、必要に応じて随時に臨時取締役会を、それぞれ開催する。
- (2) 取締役会は、決議事項や報告事項を合わせた審議項目数については開催時間とのバランスを考慮し、十分な審議時間を確保できるよう設定する。
- (3) 取締役会事務局は、取締役会の招集通知及び資料を取締役に於ける充実した審議が行われるよう、原則として会日の3日前までに配布する。
- (4) 独立社外取締役は、経営陣から独立した客観的な立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるよう努めるとともに、経営方針その他経営改善について自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から適切な助言を行う。
- (5) 当社は、社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、原則として、独立社外取締役を構成員(以下「構成員」という。)とする「独立社外取締役会合」を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識共有を図るとともに、必要に応じて、構成員と会計監査人または内部監査室との間で情報交換を行う。
- (6) 「独立社外取締役会合」は、構成員の互選により筆頭独立社外取締役を選定し、議長とする。
- (7) 取締役会事務局である経営企画部長または議題に係る所管部門長は、社外取締役から要請がある場合、必要に応じて、「独立社外取締役会合」その他の場を通じて、議案等に関する情報や資料を提供して事前に説明を行うなど、社外取締役が会社の対処すべき経営課題を理解し、適切かつ適確な意思決定ができるよう支援する。
- (8) 代表執行役及び執行役は、「独立社外取締役会合」等において、定期的に独立社外取締役との意

見交換を行う。

- (9) 当社は、取締役が取締役会開催会場への出席が難しい場合は、外部からWeb 会議または電話会議により出席できる環境を整備する。

第8条 指名委員会

- (1) 指名委員会は、取締役・執行役の選解任方針を踏まえ、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。
- (2) 指名委員会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役・執行役の選解任方針及び社外取締役独立性判断基準の制定、変更及び廃止に関する事項、取締役会議長及び取締役会長の候補者の指名及び解職に関する事項、指名委員会等の委員及び委員長の候補者の指名及び解任または解職に関する事項、執行役、代表執行役及び役付執行役の候補者の指名及び解任または解職に関する事項、次世代経営者計画(育成計画を含む。)に関する事項、その他取締役会から諮問された事項について審議し、取締役会に答申する。

第9条 監査委員会

- (1) 監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の監査並びにそれらに対する監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う。
- (2) 監査委員会は、前項のほか、取締役会から諮問された事項についての審議を行い、答申する。
- (3) 監査委員会は、当社グループ会社の取締役、執行役及び監査役等の経営幹部の関与が疑われ、かつ当社グループの経営に重大な支障が及ぶ可能性がある法令違反行為等に関する通報または相談(総称して以下「通報・相談」という。)を受付対象とする業務執行から独立した内部通報窓口を設置し、運用する。
- (4) 監査委員会は、会計監査人及び内部監査室長との連携を図るため、三様監査会合を定期的開催し、各監査機関の報告並びに情報及び意見の交換を行う。
- (5) 監査委員会は、独立社外取締役会合等の場を通じて、社外取締役との意見交換及び情報共有を行う。
- (6) 監査委員会は、役員等の職務の執行の監査を効果的かつ効率的に行うため、監査委員の中から常勤監査委員を選定する。
- (7) 当社は、監査委員会に監査委員会室を置き、業務執行からの独立性を確保するものとして、監査委員会を補助するに足る能力を有する専任の使用人を常勤室員として配置するほか、監査委員会が必要とする場合、内部監査室に所属する使用人全員を一時的な室員として兼務させ、監査委員会の指揮のもとに、内部監査に関する追加調査及び重大な法令違反行為等に関する調査等について直接かつ優先的に指示を行うことができる体制を確保する。
- (8) 常勤監査委員及び常勤室員は、子会社の監査役を兼務することができる。
- (9) 常勤室員は、常勤監査委員の指示に従い、当社及び子会社の事業及び財産等を調査する権限及び情報収集を行う権限を有し、常勤監査委員から指示された場合、当社及び子会社の重要会議に出席する。

第10条 報酬委員会

- (1) 報酬委員会は、役員等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに役員等が受ける個人別の報酬等の内容(執行役が当社の使用人を兼ねる場合は当該使用人分の報酬等の額を含む。)を決定する。

- (2) 報酬委員会は、前項のほか、取締役会から諮問された事項についての審議を行い、答申する。

第11条 リスク委員会

- (1) 当社は、任意の委員会としてリスク委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントについて取締役会の監督を補助し、経営戦略と一体のものとして、その高度化に資することを任務とし、リスクマネジメント基本方針及びリスク評価のフレームワークの検証、リスク評価の結果の検証及び重大リスクの特定、リスク環境の分析及び予測並びにリスク管理に係る運営状況等についての検証等を行う。
- (2) リスク委員会は、前項のほか、取締役会から諮問された事項についての審議を行い、答申する。

第12条 取締役・執行役の報酬

- (1) 当社は、取締役及び執行役の報酬が優秀な人財の確保を可能とする水準であって、かつ短・中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう設定する。
- (2) 当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役の報酬等の構成を基本報酬(固定報酬)、株式報酬(非業績連動)、賞与(業績連動・短期インセンティブ報酬)及び株式報酬(業績連動・中期インセンティブ報酬)とし、各報酬項目の水準及び構成比については、外部機関の客観的な調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準を参考に設定する。
- (3) 社外取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)及び株式報酬(非業績連動)で構成する。

第13条 取締役会の実効性評価

- (1) 取締役会は、毎年、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに、必要に応じて改善を図る。
- (2) 当社は、前項の評価の結果の概要について、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じて開示する。

第14条 取締役のサポート体制

- (1) 経営企画部長は、社外取締役とその他の役員との連携を促進するため、その連絡・調整を行う。
- (2) 経営企画部長及び各部門長は、取締役が任務遂行にあたり、取得している会社の情報に不足があり、追加の情報提供を求める場合、適時・適切な情報提供を行う。
- (3) 当社は、取締役が、随時、意思決定に必要な情報を入手できるよう、各種会議体への出席や当社グループを含む各事業所への往訪などを可能とする。
- (4) 当社は、取締役が、適正かつ適確な判断を必要とする業務上の課題に関し、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家の意見を会社の費用で聴取することを可能とする。

第15条 取締役・執行役のトレーニング体制

- (1) 当社は、役員等が必要な知識の習得や自己研鑽を行うため、就任後または候補者の段階から外部教育機関の研修及びテーマ別に外部講師を招聘して開催する経営研究会に参加する機会を設ける。
- (2) 当社は、社外取締役が就任後に、当社及び子会社の事業、財務、組織等に関する必要な情報を把握し、理解できるようにするため、企業理念体系、長期経営ビジョン、中期経営計画、事業概要、属する業界、歴史、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制等について説明する。また、当社は、社外取締役に国内・海外の各事業所を見学し、事業内容の把握及び各事業所幹部との交流を行う機会を設ける。

第3節 執行機能

第16条 業務執行の体制

- (1) 当社は、取締役会の決議によって、執行役を選任する。
- (2) 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。
- (3) 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係を定める。
- (4) 当社は、取締役会の決議によって、必要に応じて、役付の執行役を選定する。
- (5) 当社は、すべての執行役で構成し、取締役会において選定される代表執行役社長が主宰する執行役会を設置する。
- (6) 執行役会は、中期経営計画の策定を行う場合、長期経営ビジョン実現のための成長へのステップとして、成長性・収益性・資本効率性・配当性向等の定量目標並びに人的資本、研究開発及び知的財産への投資を含む経営資源の配分及び事業ポートフォリオに関する戦略を反映する。
- (7) 常勤監査委員は、執行役会に常時陪席し、意見を述べることができる。
- (8) 当社は、代表執行役が部門長から業務執行に関する報告を受けるとともに、当社グループの事業戦略及び事業課題の審議を行うため、代表執行役社長が主宰する経営会議を設置する。
- (9) 当社は、意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、「職務権限規程」及び「稟議規程」などの各種社内規程を定め、代表執行役、執行役、部門統括責任者その他の各組織の部門長等への決裁権限の委譲を進めるほか、意思決定プロセス及び権限と責任の明確化を図る。
- (10) コーポレートファイナンス部門担当の執行役は、当社グループの財務方針を定め、財務面におけるガバナンスを強化するとともに、当社グループにおける資金、為替及び金融機関取引の統括及び管理を行う。
- (11) 各子会社を所管する部門統括責任者は、対象子会社の取締役を兼ねるとともに、「グループ会社管理規程」の定めに基づき、対象子会社の業務の執行に係る重要事項について承認を行う。
- (12) コーポレートファイナンス部門担当の執行役は、必要に応じて、当該部門の使用人を子会社の監査役として派遣する。

第17条 取締役会から執行役に委任された業務執行の決定

- (1) 取締役会から執行役全員に委任された事項については執行役会の合議により決定し、代表執行役に委任された事項については代表執行役が決定する。
ただし、代表執行役に事故があるときかつ緊急を要する場合は、取締役会が定める執行役の職務の分掌に従い、当該業務の執行を担当する執行役がいる場合は当該執行役が、その他の事項については執行役会がそれぞれ決定する。
- (2) 取締役会から執行役に委任された業務執行の決定に係る事項のうち、取締役会の審議事項に指定されている事項については、代表執行役社長または他の執行役が取締役会に審議事項として上程し、取締役会の意見を聴取したうえで決定する。

第18条 内部統制システムの運用

- (1) 当社は、「内部統制基本方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 代表執行役社長は、経営の適切な意思決定に係る重要事項の適正性及びリスク等についての管理・評価を行うため、サステナビリティ推進、内部統制、コンプライアンス・危機管理・リスクマネジメント、投融资審査その他の各種機能別専門委員会を設置する。

- (3) 代表執行役社長は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、自然災害、事故及び人為的災害等のリスク顕在化の未然防止または被害の最小化を図るため、リスク評価に係る基本的な方針及び評価基準により、経営レベルでの適切なリスク管理を実施するとともに、内部監査室による内部監査を通じて、当社グループのリスク管理プロセスを評価する。
- (4) 当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進統括部門を定め、次の取り組みを行う。
 - ① 当社は、当社グループの全役員・社員等が常に遵法かつ倫理的に行動するよう遵守すべき「キッツグループ・コンプライアンス行動規範」(以下「コンプライアンス行動規範」という。)を定める。また、子会社所在国の言語でこれを作成し、社内ポータルサイトで当社グループの全役員・社員に開示する。
 - ② 当社は、社員からの違法または不適切な行為等の情報及び相談を受け付ける「コンプライアンス・ヘルプライン」を当社及び子会社に設置するほか、弁護士事務所にグループ共通で利用できる受付窓口を設置する。また、コンプライアンス推進統括部門長は、「コンプライアンス・ヘルプライン」が受け付けた通報情報について、対応方針に基づき、速やかに事実関係を調査のうえ、必要に応じて是正等の措置を行う。なお、情報提供者のプライバシーを厳格に保持し、情報提供による不利益な取扱いをしないよう管理を徹底する。
 - ③ コンプライアンス推進統括部門長は、コンプライアンスに係る基本的事項、コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・ヘルプライン等に関するコンプライアンス・ガイドブックを策定し、社内ポータルサイトで当社グループの全役員・社員に開示するとともに、教育研修を実施する。
- (5) コンプライアンス推進統括部門長は、内部通報の内容及びその対応状況について、定期的に監査委員会及び取締役会に報告する。
- (6) 当社は、監査委員会が設置する内部通報受付窓口が受け付けた通報・相談について、監査委員会からの要請に基づき、その早期解決に向けて最大限の支援を行う。
- (7) 当社は、代表執行役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社連結対象子会社の事業活動における「業務の有効性及び効率性」、「報告(財務報告等)の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する内部監査を円滑かつ効果的に行う。また、内部監査室長は、当社及び子会社に係る内部監査に関する計画及び結果その他必要な情報を代表執行役社長及び監査委員会に報告する。
- (8) 内部監査室長は、当社及び子会社における内部監査の結果を代表執行役社長、執行役及び子会社の社長に報告する。
- (9) 内部監査室長から内部監査の結果を踏まえた問題点の指摘を受けた執行役、部門統括責任者及び子会社の社長は、速やかにその改善策を検討し、実施する。
- (10) 内部監査室長は、必要に応じて、取締役会に陪席し、当社グループの内部監査の実施状況及び結果について、直接報告を行う。
- (11) 当社は、主要な子会社に取締役及び監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項について、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程及びグループ会社管理規程その他関連する規程類に基づき、当社が承認する事項を明確にすることにより、子会社における業務の適正性を確保する。
- (12) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力その他の関連する団体に対して、弁護士等の専門家及び警察等と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。また、当社グループとして社会的責任を果たすため、反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施する。

第4節 会計監査人

第19条 会計監査人による適正な監査の確保

- (1) 会計監査人は、監査委員会及び内部監査室と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。
- (2) 会計監査人は、独立性及び専門性を確保し、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守する。
- (3) 監査委員会は、監査委員会監査基準に会計監査人候補の選定と評価に関する基準を定め、会計監査人の独立性、適格性、専門性等及び監査品質の適切性、妥当性、有効性並びに監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかなどについて評価する。
- (4) 監査委員会は、会計監査人の監査実施状況及び監査報告等を通じて職務の実施状況の把握・評価を行う。
- (5) 監査委員会は、高品質の監査を可能とするため、監査スケジュールの策定において、十分な監査時間が確保できるよう、会計監査人との事前協議を行う。
- (6) 監査委員会は、会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合または不備等の問題点を指摘した場合、これに関する必要な調査を行うとともに、執行役及び部門統括責任者に対し必要な是正を求める。また、代表執行役社長は、その結果について監査委員会に報告を行う。
- (7) 当社は、会計監査人から要請に基づき、代表執行役社長その他の執行役と会計監査人との面談の場を設定する。

第三章 株主との関係

第 20 条 株主の権利・平等性の確保

- (1) 当社は、少数株主及び外国人株主を含むすべての株主の権利が実質的に確保されるよう、その有する株式数に応じて平等に取り扱う。
- (2) 当社は、株主間に情報格差が生じないよう適時適切に情報の開示を行う。
- (3) 当社は、株式取扱規程において株主の権利行使の方法等を定め、同規程及び株式手続きに係る情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。

第 21 条 株主総会

- (1) 当社は、株主総会の開催日について、いわゆる株主総会の集中日を可能な限り避けるとともに、株主との対話の充実や株主への正確な情報提供等の観点を考慮して設定する。
- (2) 当社は、株主総会の招集通知の発送について、株主が適切に議決権を行使することができるよう、遅くとも株主総会開催日の 18 日前までに行うよう努めるとともに、発送に先立ち、招集通知を TDnet 及び当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (3) 当社は、議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームを利用する。
- (4) 当社は、取締役の候補者について、招集通知にその略歴、兼任状況及び候補者とした理由を開示するほか、取締役の解任を行う場合においてもその理由を開示する。
- (5) 当社は、会社が提案する付議議案に相当程度の反対票が投じられた場合、その原因の分析等の実施と対応について検討する。
- (6) 当社は、議案の賛否結果について、原則として、株主総会開催日の翌日に金融庁に臨時報告書を提出するとともに、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (7) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権を行使及び質問することを原則として認めない。ただし、それらの機関投資家が株主総会で権利行使を行う希望が表明された場合は信託銀行等と協議する。
- (8) 当社は、法令及び定款に基づき、株主総会付議事項の一部である自己株式の取得、剰余金の配当、役員等の責任免除に関する事項を取締役会に委任する。

第 22 条 株主との対話

- (1) 当社は、すべての株主及び投資家に対し、適時・正確かつ公正に情報を提供するため、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 当社は、原則として、機関投資家及びアナリストを対象とする決算説明会を四半期ごとに、個人投資家を対象とする会社説明会を毎年開催し、代表執行役社長または代表執行役社長が指名する部門統括責任者または IR 担当部門長が説明を行う。また、必要に応じて社外取締役を含む取締役が出席し、株主との対話を促進する。
- (3) 当社は、株主から面談の申し入れがある場合、原則として IR 担当部門長が対応することとし、面談の趣旨及び所有株式数などに応じて、代表執行役社長または代表執行役社長が指名する部門統括責任者または IR 担当部門長が対応する。
- (4) 当社は、株主との対話を行う場合は、インサイダー取引防止のため、情報の適切な管理を行う。
- (5) 当社は、長期経営ビジョン及び中期経営計画等について、分かり易い方法で説明する。
- (6) IR、経営企画、財務、経理、サステナビリティ推進、総務及び法務等の担当部門長は、株主との対

話を補助するため、必要に応じて、有機的な連携を図る。

- (7) IR担当部門長は、機関投資家及びアナリストとの対話において把握した意見・要望等を代表執行役社長に定期的に報告し、必要に応じて、代表執行役社長がその内容を取締役会及び執行役会に報告するとともに、経営改善に活用する。
- (8) 当社は、決算短信及び有価証券報告書等の決算情報のほか、経営情報、株式・株主総会の情報等のIR情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (9) 当社は、原則として年1回以上、株主の把握を行う。

第23条 資本政策

- (1) 当社は、資本コストを意識した経営、成長投資・事業リスクにも対応し得る最適資本構成及び株主還元を資本政策の基本とする。
- (2) 当社は、長期的な株主価値を維持向上するために、自己資本当期純利益率(ROE)等の資本生産性の目標水準を定め、資本コストを意識した経営を行う。
- (3) 当社は、成長投資や経済環境等の急激な変化に備え、財務体質の健全性を確保し、金融情勢によらず資金調達が可能で評価機関による格付けが維持できる自己資本比率等の水準も設け、資本の最適化を図る。
- (4) 当社は、配当方針を定めるとともに、中期経営計画において連結配当性向比率の目標値を定める。
- (5) 当社は、株式市場や株価の動向及び財務安定性・手元流動性・投資資金の状況等を勘案し、自己株式の取得を適時検討する。

第24条 政策保有株式

- (1) 当社は、「政策保有株式に関する方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 当社は、原則として、安定株主の形成等を目的とした政策保有株式の保有を行わない。
- (3) 当社は、毎年、取締役会において政策保有株式の検証・見直しを行い、「政策保有株式に関する方針」を満たさないと判断された株式銘柄については、適宜売却を進める。
- (4) 当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、株式発行会社の経営状況、ガバナンス体制及び中長期的な企業価値の向上につながる適切な意思決定の有無並びに当社グループの企業価値の向上につながるか否かの観点を総合的に踏まえ、議案ごとに賛否の判断を行う。
- (5) 当社は、政策保有株主から、保有する当社の株式を売却したいとの意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなど、相手方の株式売却等を妨げることは行わない。

第25条 当社株式の大量取得行為に対する対応

- (1) 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する行為(以下「大量取得行為」という。)に株主が応じるか否かは、最終的に株主の意思により判断されるものとし、いわゆる「買収防衛策」を導入しない。
- (2) 当社は、大量取得行為を行おうとする対象者に対し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めたうえで、当該大量取得行為に対する当社取締役会の意見などを開示することにより、株主が当該大量取得行為の是非を検討するために必要な期間及び情報の確保に努めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じる。

第 26 条 株主の利益を害する可能性のある資本政策

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合、取締役会において、その必要性及び合理性について十分な審議を行う。また、当社は、実施する場合には、実施の目的、必要性及び合理性等について速やかに情報開示を行うとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等の場で十分な説明を行う。

第 27 条 関連当事者間取引

- (1) 取締役会は、当社が役員等と取引を行う場合及びその他の関連当事者(役員等を除く。)と取引(重要なものに限る。)を行う場合には、当社及び株主共同の利益を害することがないよう、また、そうした懸念を惹起することがないよう、取締役会において、その取引の内容及び性質、重要性及び合理性並びに利益相反のおそれ等を審議し、承認決議を行うとともに、事後の結果報告を受けることにより適切に監視する。
- (2) 取締役会は、前項の承認決議を行う場合、関連当事者となる取締役を特別利害関係人として定足数から除外する。
- (3) 当社は、関連当事者との取引の有無を把握するため、毎年、当社の取締役及び執行役並びに子会社の役付取締役に対して書面調査を実施し、回答内容について確認を行い、必要な措置を講じる。
- (4) 当社は、関連当事者との取引について、法令の定めに基づき、その内容を適正に開示する。

第IV章 株主以外のステークホルダーとの協働

第 28 条 サステナビリティを巡る課題への対応

- (1) 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むため、当社の執行役及び部門統括責任者その他必要とする者で構成する「サステナビリティ委員会」を設置する。
- (2) 当社は、サステナビリティ基本方針、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関わる戦略及び推進計画を策定するほか、重要課題の共有、施策の実施及び目標の進捗管理を行う。

第 29 条 顧客との関係

- (1) 当社は、顧客の幅広いニーズに対応する製品・サービスを提供することにより、顧客満足の向上に努めるとともに、公正かつ健全な取引関係の維持に努める。
- (2) 当社は、市場競争力のある価格で、納期を遵守し安定的な供給を確保するため、品質マネジメントシステム等の品質管理と品質保証体制の継続的な改善と品質の維持向上に努める。
- (3) 当社は、各国において適用されている法令を遵守し、公正で自由な競争を阻害する行為は行わない。
- (4) 当社は、海外輸出にあたり、安全保障貿易管理委員会を設置し、適切な安全保障貿易管理を実施する。
- (5) 当社は、コンプライアンス及び貨物のセキュリティに係る事業者認定を取得するとともに、AEO貿易管理委員会により、輸出入業務の内製化並びに税関手続きの簡素化及び迅速化を図る。
- (6) 当社は、不適切な利益收受の禁止を徹底し、コンプライアンス行動規範に基づく公正かつ適正な取引関係の維持に努める。

第 30 条 取引先との関係

- (1) 当社は、取引先との健全かつ良好なパートナーシップを構築し、その関係を維持する。
- (2) 当社は、取引先における法令遵守、環境安全及び人権尊重などに配慮したうえで、品質、価格、納期、サポートなどを総合的に判断した公正かつ適正な取引を行う。
- (3) 当社は、取引先との公正かつ適正な取引を行うため、「サプライヤー・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示するとともに、取引先の協力が得られるよう努める。

第 31 条 地球環境問題への取り組み

- (1) 当社は、地球環境問題への取り組みが企業の存在と活動に必須の条件であることを十分に認識し、環境方針を制定し、環境への取り組みを行う。
- (2) 当社は、中期経営計画に、グループ環境経営の推進を経営基盤の強化の主要項目として位置付ける。
- (3) 当社は、ISO14001を基軸にグローバルな環境マネジメントシステムを運用する。
- (4) 当社は、環境に配慮した商品・サービスの開発及び提供を行う。
- (5) 当社は、環境負荷の少ない材料、部品及び包装材等のグリーン調達や製品に含まれる環境に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質の削減・不使用を推進する。
- (6) 当社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに基

づく情報開示の質と量の充実を計画的に進める。

第 32 条 地域社会との関係

- (1) 当社は、地域社会との共生を実現するため、「社会貢献活動基本方針」を策定し、社会貢献活動を行う。
- (2) 当社は、地域社会への貢献活動に積極的に取り組む。
- (3) 当社は、当社グループの社員が地域社会への貢献活動に取り組める環境づくりを推進する。

第 33 条 社員との関係

- (1) 当社は、グローバル・コンパクト原則に基づき、人権尊重に関する基本的な考え方及び行動規範を定め、規範に沿った適切な行動ができるよう環境整備を行う。
- (2) 当社は、人財戦略及び多様性の確保の実現を図るため、時代と経営の変化に対応できる人事制度改革を推進する。
- (3) 当社は、グローバル人事ポリシー及び多様な人財の確保に向けた人財育成に関する基本的な方針に基づき、当社グループの人財育成及びマネジメントの強化を図る。
- (4) 当社は、女性社員比率、女性管理職登用、中途入社者の管理職登用、障がい者雇用率、外国人採用比率その他ダイバーシティ&インクルージョンに関する基本的な方針を定めるとともに、自主的かつ測定可能な目標を設定し、取り組み成果の情報を含め当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (5) 当社は、人的資本の重要性を踏まえ、効率的かつ生産性を向上させる多様な働き方改革の推進、社員エンゲージメントの持続的向上、労働安全の確保、健康経営の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、労働環境の整備、有給休暇取得・残業時間削減の推進など、社員一人ひとりが能力を発揮し、モチベーションの向上を図り、最大の成果を創出する職場環境を整備し、その取組状況を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (6) 当社は、入社ガイダンス及び入社時各種研修、階層別の人財教育や専門能力の習得など、各種研修の機会を提供する。

第34条 アセットオーナーとしての役割

- (1) 当社の退職年金制度は、当社が独自に運用する確定給付企業年金(当社が運用選定先に委託して当社の運用方針のもとに委託先が運用する)と確定拠出企業年金(前払い退職金を社員個人の責任で運用する)の二本立てを採用する。
- (2) 当社は、確定給付企業年金の運用にあたり、次の施策を実施する。
 - ① 当社の企業規模や業務の専門性を踏まえ、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、資産運用等に関する専門性を有する人財の計画的な登用や育成を行う。
 - ② 資産運用の継続性かつ安定性の確保を図るため、資産運用委託先における運用状況を定期的にモニタリングし、検証する。
 - ③ 年金資産構成割合及びその変更については、毎年、年金資産運用に係る検討会議を開催し、慎重に検討のうえ、決定する。
 - ④ 利益相反を回避するため、年金資金個別の銘柄選定や議決権の行使については運用委託先の判断基準に委ねる。

第V章 適切な情報開示

第35条 情報開示の充実

当社は、グループ企業理念体系、コーポレート・ガバナンス基本方針、コーポレートガバナンス・コード実施状況表、内部統制基本方針、取締役・執行役の選解任方針、取締役のスキル・マトリックス、社外取締役独立性判断基準、取締役・執行役の個人別の報酬等の決定に関する方針、政策保有株式に関する方針、中期経営計画(資本効率性指標、財務指標及びESG関連指標等の財務情報及び非財務情報を含む。)等に関する情報を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書等において開示する。

第36条 英文による情報開示

当社は、外国人株主・海外投資家向けに財務情報、決算情報及び適時開示情報のうち必要と認める情報、統合報告書、環境報告書ダイジェスト並びに株主総会招集通知などの英語版の情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。

以上

本規程改正の記録（規格外記録）

1. 2021年11月10日 制定・適用
2. 2024年3月28日 指名委員会等設置会社への移行に伴い新たに制定・施行